

困った時は一人で悩まずご相談を！ 春日部市消費生活センター からのお知らせ ～長寿を祝う会 特別号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

令和7年10月13日発行

春日部市消費生活センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回は、長寿を祝う会特別号として、最近の消費生活センターに寄せられた相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数 ※当センターへの相談件数が増加傾向にあります

令和6年10月～令和7年9月	前年同時期	増減	増減率
1,703件	1,533件	170件	11.0%

◆商品・役務別件数、相談概要（令和6年10月～令和7年9月）

1位	商品一般	132件	<主な相談例> 公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	112件	<主な相談例> 「屋根の点検をします。工事しないと屋根瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」と事業者が訪問してきた。
3位	役務その他サービス	66件	<主な相談例> 見知らぬ業者からガス・給湯器の点検に伺うとの電話があり来訪を了承した。不審だがどう対処したらよいか。

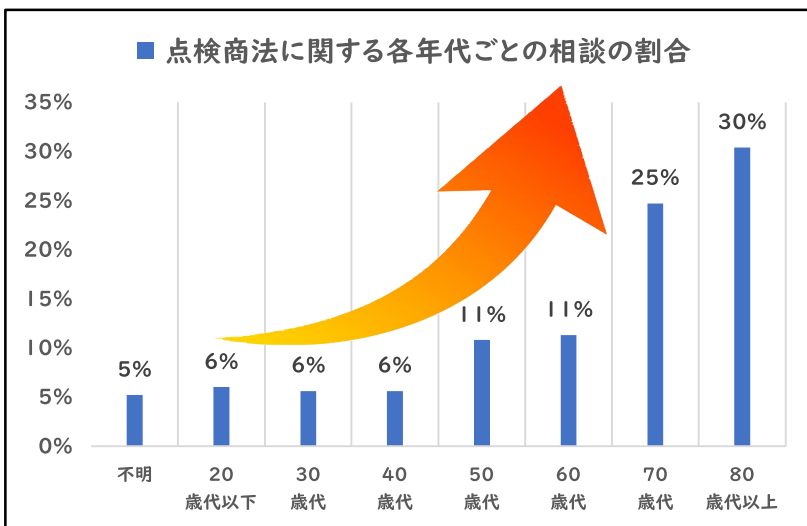
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

点検商法に注意しましょう！

点検商法とは・・・屋根が曲がっている、瓦がずれている、給湯器が故障するとお湯が出ない、分電盤が故障すると電気が使えない…等々、家屋に関する点検を装って突然訪問し、不安感をあおって不要な修理や交換を迫るものです。

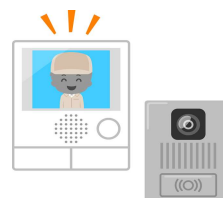
最近は、実在する事業者・公的機関をかたったり、極めて似通った機関を名乗って電話して信用させてから訪問してくる事業者も存在します。



※70歳以上の方から急に相談が増える傾向にあります

対処法をいくつかご紹介します！

- ①契約を急がされてもその場で決めず、ご家族や信頼できるご友人に相談する。
- ②防犯の観点から、インターフォン越しに対応する。
- ③突然訪問してくる事業者は、家の中には絶対に入れない。
- ④地元に根差した信頼できる事業者をお願いします。



春日部市消費生活センターの職員・相談員が講話を行いました！



●民生委員・児童委員協議会（6月2日）

民生委員・児童委員に向けて、当センターに寄せられる相談事例から、典型的なトラブル事例や新しく見られるトラブル事例を講話形式で情報提供しました。

近年、高齢者から当センターに寄せられる相談件数・割合とも増加傾向にあることから、見守り活動等にお役立ていただきたいと伝えました。



●ふれあい大学（7月22日・23日）

スマホで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問など、相手方からの一方的なアプローチには、特に気を付けるようにと説明しました。

甘い言葉に乗らないこと、断るときはきっぱりと「必要ありません」「もう来ないでください」と意思表示することが大切と伝えました。

消費生活相談 コラム⑩

突然の訪問販売・悪質な点検商法にご注意！

春日部警察署 生活安全課 S

「近所で工事をしています」「無料で点検します」などと声を掛けられたことはありませんか？そういった業者に、「今すぐ修理しないと雨漏りして大変なことになります」「大事故に繋がりますよ」など、住まいの危険を強調されたり、冷静に考える時間を与えず「今なら安くします」と契約を急かされたことはありませんか？

これらは、点検と称して屋根などを壊したり、実際には不要な修理を高額で請求するケースもあるのが実態です。

被害に遭わないための対策としては、その場で契約しない・業者の身分証明書を確認する・複数の業者から見積もりを取る・消費生活センターへ相談する・最寄りの警察へ通報する、などが挙げられます。

また、突然訪問してきた業者に対しては、「家族に相談します」「必要ならこちらから連絡します」などと言って断りましょう。訪問者の名前や業者名、名刺をよく確認しておきましょう。名刺を持ち合わせていないなど、訪問したことの形跡を残さないような不審な状況があるなら尚更、車のナンバーも控えておくのと良いでしょう。点検業者と言いつつ、他都道府県ナンバーであることも一つの不審点と言えます。少しでも不安を感じたら、躊躇することなく警察に通報してください！

最後に、警察からのお願いです。

突然の訪問販売や悪質な点検商法は、巧みな言葉で不安を煽り、冷静な判断を奪うのが特徴です。『契約はその場で決めない』『不審な場合はすぐ相談』、この2点を心掛けるだけで、被害は大きく減らせます。これらの被害に遭いやすいのは、独り暮らしや高齢世帯です。ご近所付き合いや、離れて暮らす家族との連絡を密にし、家族や地域で見守りを強めましょう。

安心・安全な暮らしを守るために、是非、周囲の方々や大切な人にも情報共有をお願いいたします。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

